

特別支援教育の 現状と方向性について

1 特別支援教育を巡る国の動き

- (1) 障害者の権利に関する条約 P 1
- (2) 障害者基本法 P 1
- (3) 障害者差別解消法 P 2
- (4) インクルーシブ教育システムの構築 P 2
- (5) 特別支援教育の理念 P 3
- (6) 全ての学校・全ての学級で行う特別支援教育 P 4

2 越谷市の特別支援教育の現状

- (1) 在籍児童生徒数、設置学校数、学級数 P 5
- (2) 他市町の設置状況 P 6
- (3) 通級指導教室入級児童生徒の推移 P 6
- (4) 院内学級在籍児童生徒の推移 P 8
- (5) 特別支援学校に在籍している児童生徒数の推移（市内在住） P 9

3 特別支援教育の充実に向けた越谷市の取組

- (1) 越谷市での特別支援教育に係る研修数 P 10
- (2) 発達支援訪問指導 P 10
- (3) 指導主事による訪問指導 P 11
- (4) 特別支援教育支援員の配置 P 12
- (5) インクルーシブ教育システム構築のための取組 P 13

4 特別支援教育の今後の方向性

- (1) 教員の育成に係る取組 P 14

1 特別支援教育を巡る国の動き

(1) 障害者の権利に関する条約

「障害者の権利に関する条約」は、平成18年12月に国際連合の総会において採択された条約で、障害を理由とする差別の禁止など、障害者の権利を守るための基本原則などを定めるほか、教育の分野においては「インクルーシブ教育システム」の理念について提唱している。

我が国は、平成19年9月に同条約に署名し、国内の関係法令等を整備し、平成26年1月に批准した。

○障害者の権利に関する条約（抜粋）

第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
- (c) 個人に必要とされる「合理的配慮」が提供されること。
- (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

3・4 (略)

(2) 障害者基本法

平成23年8月、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内体制を整えるため、「障害者基本法」が改正された。教育分野では、第16条第1項において、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教

育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と示されている。

また、同条第4項において、「国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。」とされた。

(3) 障害者差別解消法

平成28年4月より、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした「障害者差別解消法」が施行された。同法では、「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」が義務付けられることになった。

(4) インクルーシブ教育システムの構築

「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法改正」の動きを受けて、平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会において、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について報告がまとめられた。この中で、障害のある子供が十分に教育を受けられるための「合理的配慮の提供」と、その基礎となる「環境整備の充実の重要性」について提言された。

○合理的配慮

障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受けられるように、学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

○基礎的環境整備

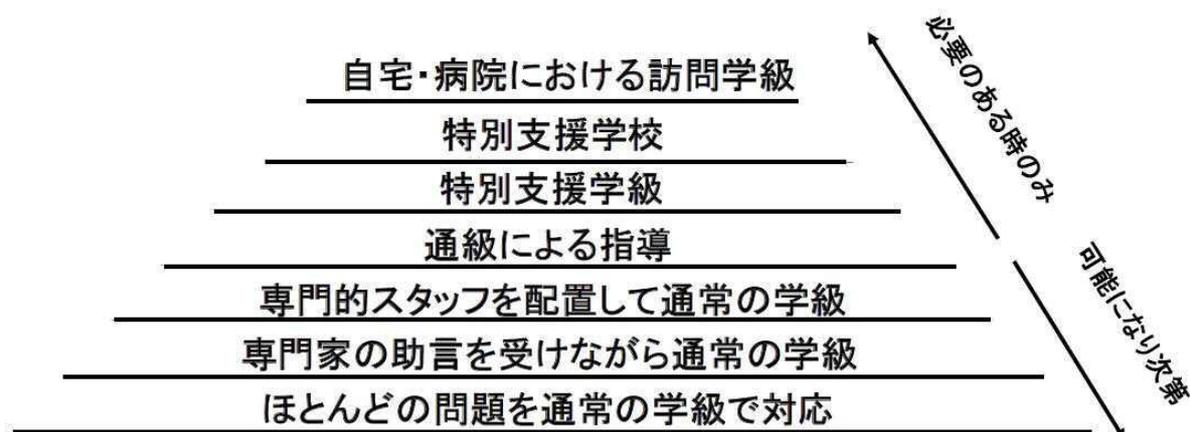
「合理的配慮」の基礎となるものであって、障害のある子供に対する支援について、法令に基づき又は財政措置により行う教育環境の整備のこと。

「障害者の権利に関する条約」によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

日本の義務教育段階の 多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



(5) 特別支援教育の理念

- 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
- 特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

特別支援教育の推進について（平成19年文部科学省通知）より

(6) 全ての学校・全ての学級で行う特別支援教育

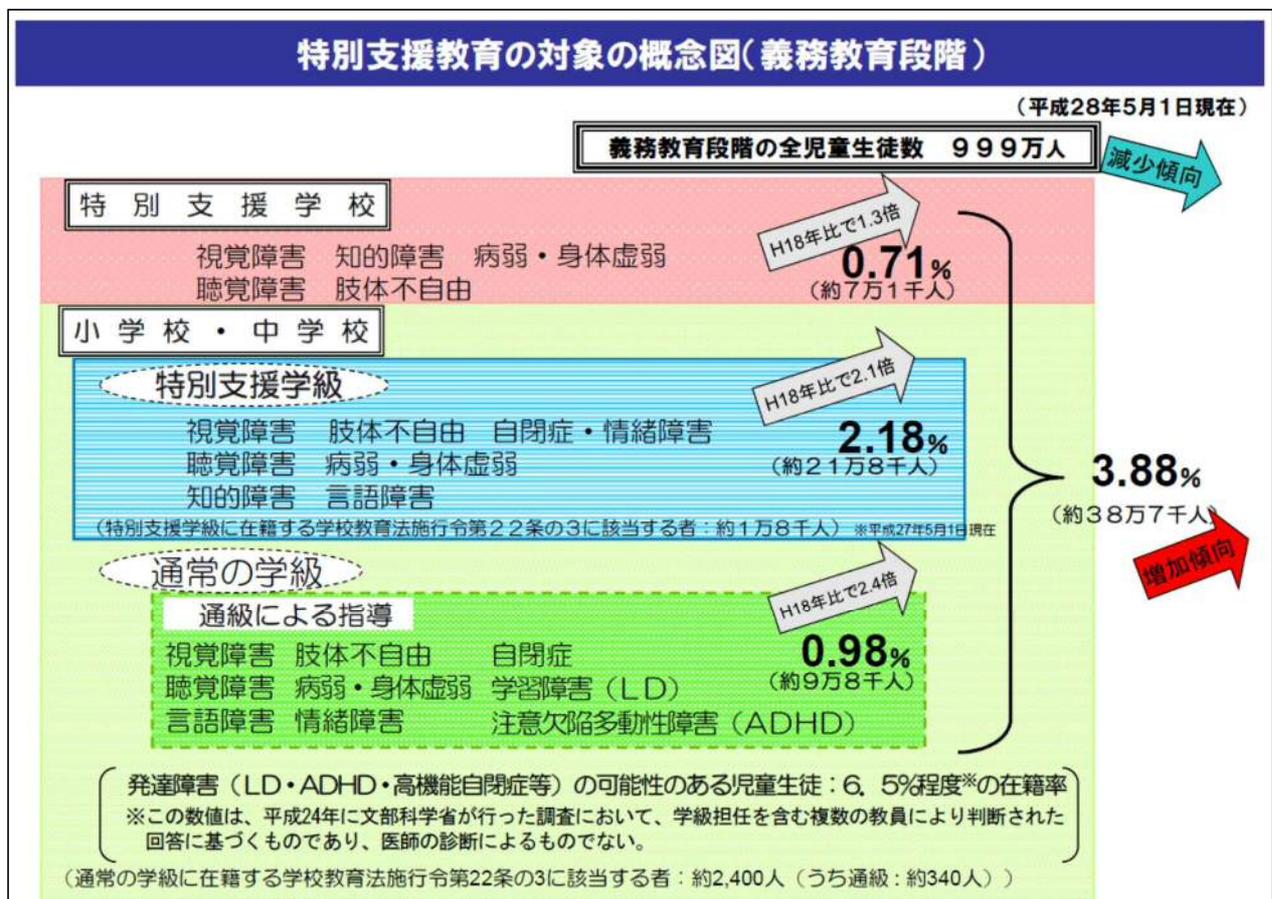
学校教育法第81条第1項

幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校及び中等教育学校においては，次項各号のいずれかに該当する幼児，児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対し，文部科学大臣の定めるところにより，障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

各学校において行う特別支援教育の対象は，特別支援学級はもとより，通常の学級を含む，全ての教育上特別の支援を必要とする児童等であり，特別支援教育は，学校教育法第81条第2項各号に記載されている障害種1のみならず，あらゆる障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を指す。法律上は，障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとされているが，これは必ずしも，医師による障害の診断がないと特別支援教育を行えないというのではなく，児童等の教育的ニーズを踏まえ，後述の校内委員会等により「障害による困難がある」と判断された児童等に対しては，適切な指導や必要な支援を行う必要がある。

特に，小・中学校の通常の学級に，6.5%の割合で，学習面又は行動面において困難のある児童等が在籍し，この中には発達障害のある児童等が含まれている可能性があるという推計結果（平成24年文部科学省調査）もあり，全ての教員が，特別支援教育に関する一定の知識や技能を有することが求められる。

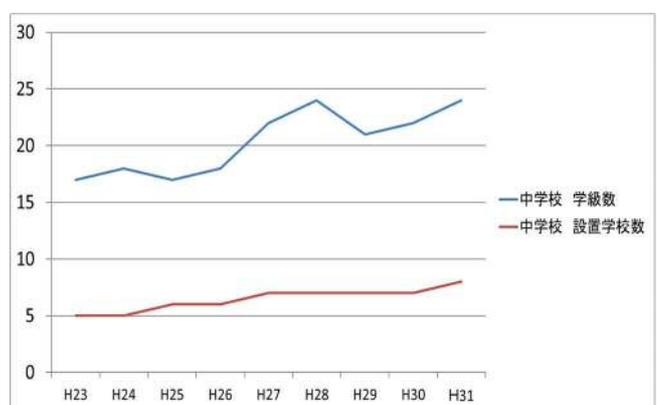
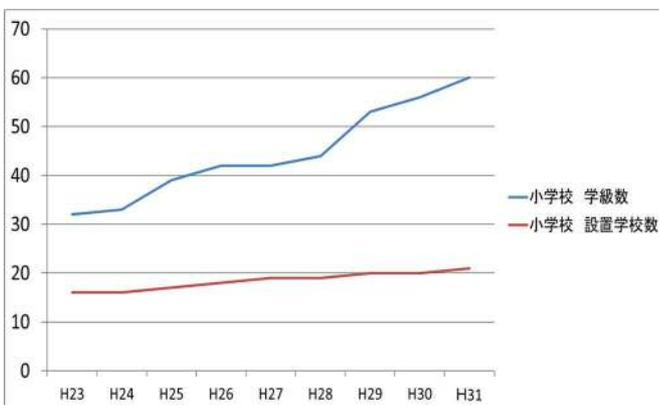
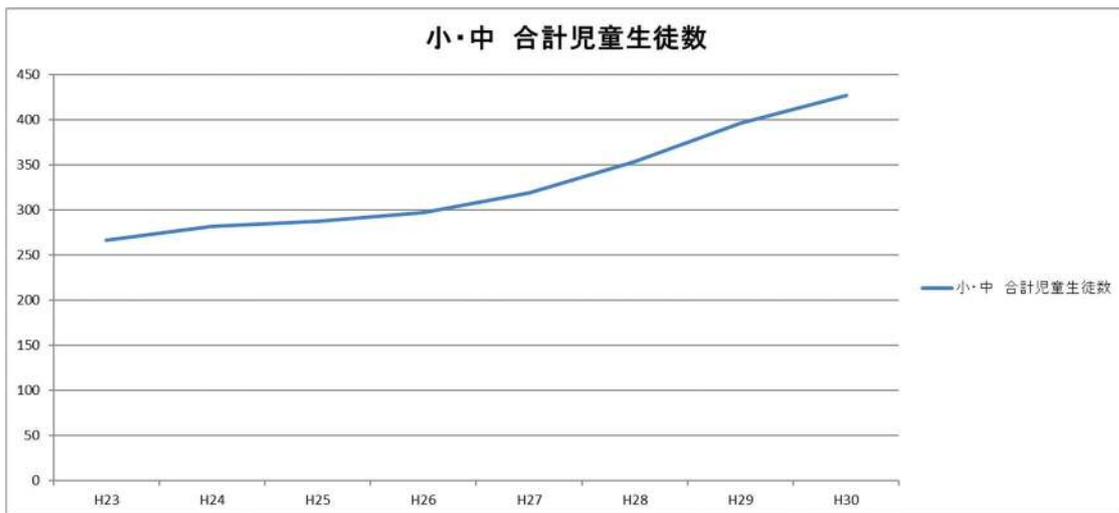
また，特別支援教育を基盤として，障害の有無にかかわらず，全ての児童等が互いの違いや個性を認め合う学校・学級作り，そして，全ての児童等の成長を促進する基盤的な環境整備が進められることが，ひいては共生社会の実現につながるものである。



2 越谷市の特別支援教育の現状

(1) 在籍児童生徒数、設置学校数、学級数

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
小学校 設置学校数	16	16	17	18	19	19	20	20	21
小学校 設置率	53.3%	53.3%	56.7%	60.0%	63.3%	63.3%	66.7%	66.7%	70.0%
小学校 学級数	32	33	39	42	42	44	53	56	60
小学校 児童数	167	170	188	200	220	240	284	307	
中学校 設置学校数	5	5	6	6	7	7	7	7	8
中学校 設置率	33.3%	33.3%	40.0%	40.0%	46.7%	46.7%	46.7%	46.7%	53.3%
中学校 学級数	17	18	17	18	22	24	21	22	24
中学校 生徒数	99	112	99	97	99	113	112	120	
小・中 合計児童生徒数	266	282	287	297	319	353	396	427	
小・中 合計設置校数	21	21	23	24	26	26	27	27	29
小・中合計 設置率	46.7%	46.7%	51.1%	53.3%	57.8%	57.8%	60.0%	60.0%	64.4%



(2) 他市町の設置状況

県内他市町の特別支援学級設置率 (小・中学校合算)

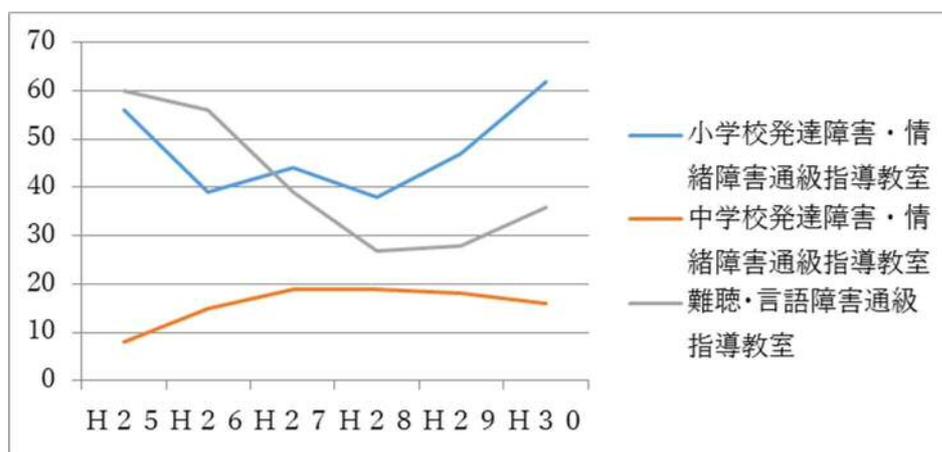
市町	設置率	市町	設置率
さいたま市	90.6%	八潮市	100.0%
川口市	39.7%	久喜市	94.1%
草加市	100.0%	白岡市	70.0%
川越市	55.6%	松伏町	100.0%
所沢市	72.3%	吉川市	100.0%
熊谷市	93.3%	三郷市	85.2%
春日部市	83.8%	越谷市	60.0%

出典……平成30年度第2回市町村教育委員会特別支援教育担当者連絡協議会資料
(埼玉県教育局特別支援教育課作成 H30.9.5)

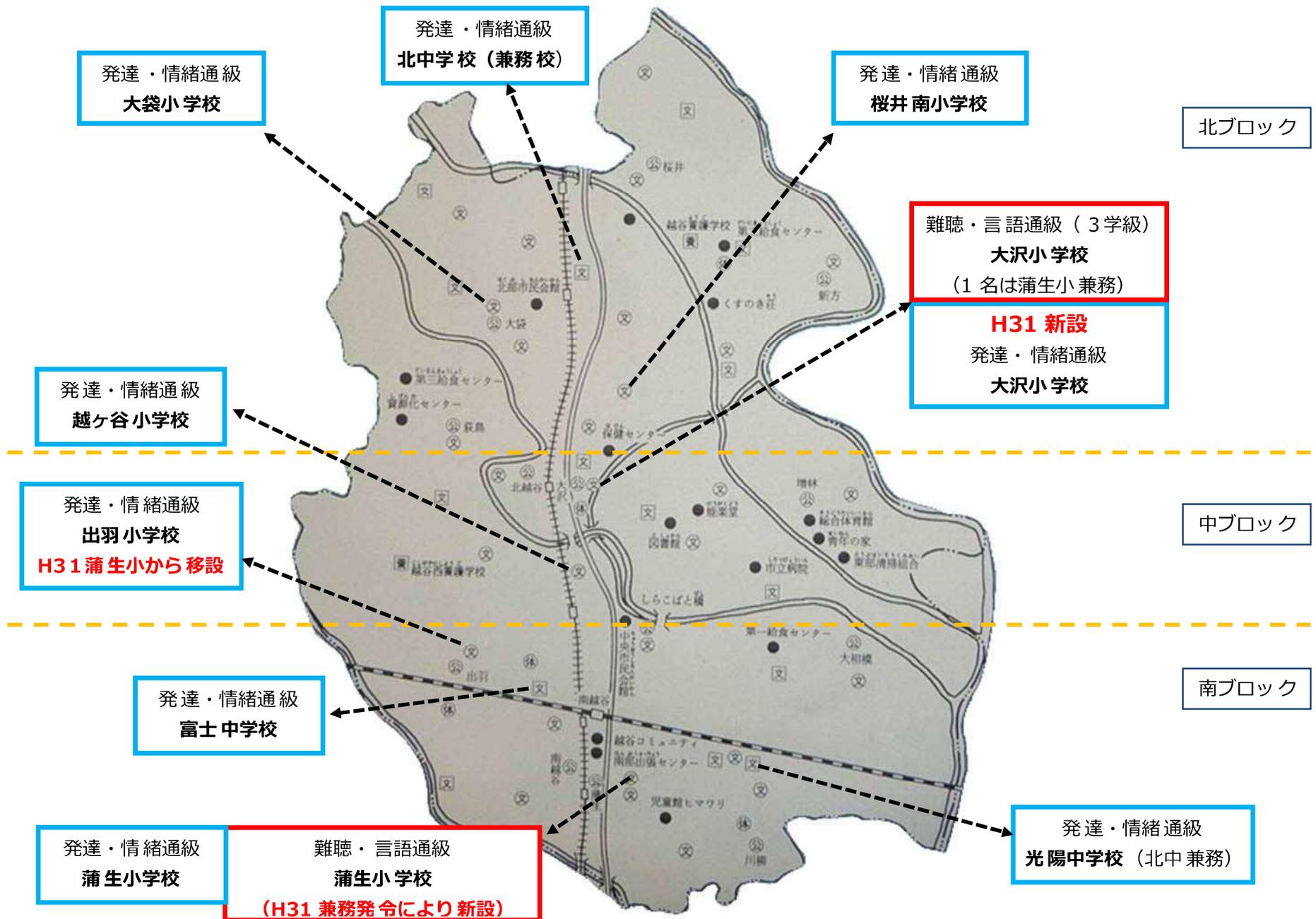
(3) 通級指導教室入級児童生徒数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校発達障害・情緒障害通級指導教室	56	39	44	38	47	62
中学校発達障害・情緒障害通級指導教室	8	15	19	19	18	16
難聴・言語障害通級指導教室	60	56	39	27	28	36
合計数	124	110	102	84	93	114

数値は各年度5月1日現在数。

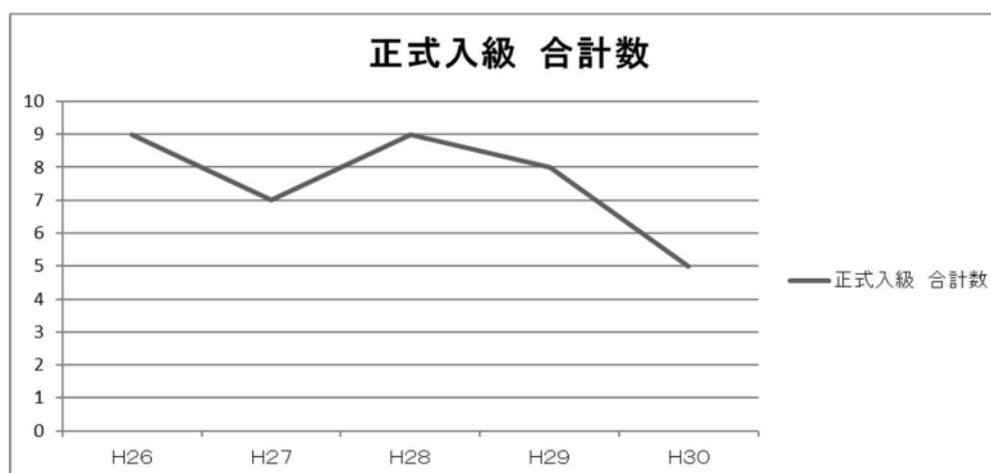


越谷市の通級指導教室 設置状況 (H31年度当初)

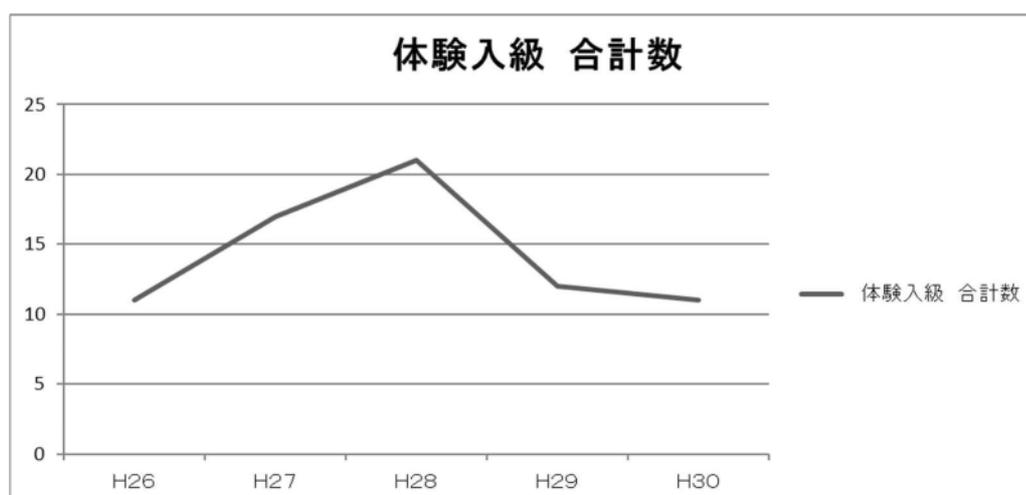


(4) 院内学級在籍児童生徒数の推移

1 正式入級					
	H26	H27	H28	H29	H30
院内学級小学部(東越谷小)	3	2	4	2	1
院内学級中学部(東中)	6	5	5	6	4
正式入級 合計数	9	7	9	8	5



2 体験入級					
	H26	H27	H28	H29	H30
院内学級小学部	8	5	10	11	7
院内学級中学部	3	12	11	1	4
体験入級 合計数	11	17	21	12	11

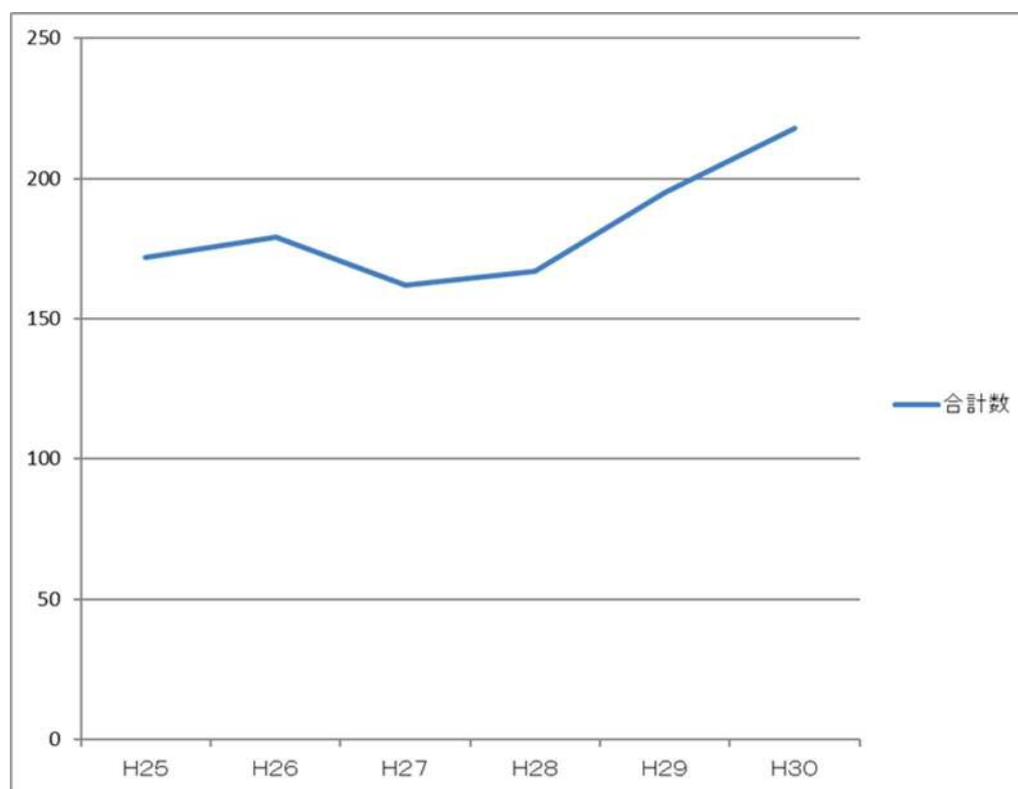


(5) 特別支援学校に在籍している児童生徒数の推移

※市内在住児童生徒

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
肢体不自由特別支援学校 (越谷特別支援学校)	44	49	43	49	54	57
知的障がい特別支援学校 (越谷西特別支援学校、及び、 草加かがやき特別支援学校)	124	124	116	118	139	159
視覚障害特別支援学校 (特別支援学校塙保己一学園)	0	0	0	0	0	0
聴覚障害特別支援学校 (特別支援学校大宮ろう学園)	1	1	0	0	0	1
病弱・身体虚弱特別支援学校 (けやき(旧:岩槻)特別支援学 校、及び、蓮田特別支援学校)	3	5	3	0	2	1
合計数	172	179	162	167	195	218

数値は各年度5月1日現在数。小学部・中学部合計の児童生徒数。(高等部は除く)



3 特別支援教育の充実に向けた越谷市の取組

(1) 越谷市での特別支援教育に係る研修

研修会名	実施形態	対象者	内容
特別支援教育学級担当者研修会	年1回実施 【悉皆】	特別支援学級及び通級指導教室設置校の担当者	講話、教育課程・就学相談等
特別支援コーディネーター連絡協議会	年2回実施 【悉皆】	各小・中学校の特別支援教育コーディネーター	講演及び質疑応答
特別支援教育実践研修会	年2回実施 【悉皆】	特別支援学級担当者	講義及び市内合同宿泊学習を核とした実践研修
特別支援教育支援員研修会	年1回 【悉皆】	特別支援学級に配置される支援員	講義
指導法改善研修会 (特別支援教育)	年2回	5年経験者研修、6～9年次研修での特別支援	授業研究会、研究協議
指導力向上研修会 (特別支援教育)	年2回	教育受講希望者、特別支援学級担当者希望者	授業研究会、研究協議
通級指導教室担当者連絡協議会	各年間10回	①難聴・言語通級指導教室担当者 ②発達障害・情緒障害通級指導教室担当者	連絡協議、情報交換、指導者を招いた研修等
発達支援訪問指導	年2回	市内公立小中学校教職員	専門家による授業参観と指導助言

(2) 発達支援訪問指導

本事業のねらい

通常の学級に在籍する、発達障害等の疑いがある児童生徒の理解と支援方法について、事例研修を行ったり、専門家によるアドバイスを受けたりすることで、校内支援体制の充実と各教員の指導力向上を図る。

発達支援訪問指導の成果と効果

今年度より各学校の発達支援訪問指導が年間2回の実施となり、「学校として、とてもありがたい。」という意見が多く、多くの学校から出ている。すでに2回の訪問指導が終了した学校からの成果と効果について聞き取った内容は以下のとおりである。

- ①教員が不用意に怒ったり注意したりすること、指導の中で声を荒げることが少なくなった。
 - ・「何でできないんだ」など、声に出して怒ることが激減した。
 - ・児童生徒にとっては、「叱られた」「失敗した」という経験ではなく、「自分がどのよう

な行動をとればよいか」を教わったり考えたりする機会になってきている。

②教員の発達障害についての関心、理解が高まってきている。

- ・第1回の訪問では、全教員に対して指導をしてもらったことで、課題に対して手立てを講じ、学校や学年で連携をして支援や指導にあたることができた。
- ・第2回の訪問では、学校や学年での取組を評価してもらう機会になったことで、教員も自信をもって児童生徒に支援や指導ができる場面が増えた。
- ・児童生徒は、自分のことを理解してもらえる場面が増えたことで、自己肯定感が持てるようになってきている。

③児童生徒の特性を理解した上で、児童生徒と関わるできるようになった。

- ・児童生徒は「先生はぼく（わたし）のことを、わかってくれた。」という気持ちになり、教員と児童生徒の関係もよくなっている。

④保護者との相談の際に、学校や担任の取組や児童生徒の変容について、具体的かつ説得力のある内容が伝えることができる。

- ・学校の取組や児童生徒の発達の状態について、保護者の理解が深まり、教育活動が進めやすくなる。
- ・複数回、専門家の先生に見ていただくことで、児童生徒の変容だけでなく、保護者との相談での言葉、伝え方、今後の方向性についても、指導してもらえる。
- ・児童生徒の成長を認めながら、進級、進学そして将来についての相談に布石を打つことができている。
- ・児童生徒によっては、教育センターでの相談や医療機関につなげることができ、通級指導教室の利用、特別支援学級への転籍など支援の充実にもつながるケースもある。

⑤多くの学校より、「来年度以降も、是非、発達支援訪問指導を2回実施してほしい」という意見があがってきている。

(3) 指導主事等による訪問指導

①特別支援教育担当の2年次・3年次・臨時的任用教員に対する訪問指導

【訪問指導対象者及び実施人数】(各年度6月から1月で実施)

	2年次(人)	3年次(人)	臨時的任用(人)	合計(人)
H29	0	2	23	25
H30	0	0	21	21

②校長の依頼により、随時、特別支援教育担当教諭に訪問指導

【指導主事の学校訪問回数】(H30については、12月末まで)

	授業参観(回)	研修(回)
H28	93	40
H29	55	44
H30	74	35

③埼玉県教育委員会特別支援教育推進専門員による訪問指導

対象者：特別支援教育経験が0～1年の教員

内容：学校からの要望により県教委に依頼する。年間で1～2回の訪問。1回6時間。

【特別支援教育推進専門員の訪問指導を実施した学校と対象教員数】（12月末日まで）

	実施した学校（校）	対象教員（人）
H29	13	19
H30	13	19

（４）特別支援教育支援員の配置

事業の概要

特別支援教育支援員を配置することにより、担任を補佐し、児童生徒の学校生活の充実を図る。学校からの配置要望を受け、各学校の状況を確認しながら配置を行っている。

特別支援教育支援員配置状況

年度	配置希望 人数（人）	年度当初 配置人数 （人）	9月補正予算 配置人数 （人）	配置希望 学校数	配置 学校数	希望する学校 への配置率 （%）
H19	49	28	2	33	25	75.7%
H20	49	30	2	32	28	87.5%
H21	52	30	2	31	25	80.6%
H22	45	32	4	32	25	78.1%
H23	45	36	3	38	29	76.3%
H24	45	39	3	34	28	82.3%
H25	49	42	3	35	29	82.9%
H26	58	43	3	38	32	84.2%
H27	63	45	3	39	34	87.2%
H28	75	47	3	39	32	82.1%
H29	85	50	3	40	34	85.0%
H30	87	53	3	40	34	85.0%

(5) インクルーシブ教育システム構築のための取組

交流及び共同学習

障害のある児童生徒と、障害のない児童生徒が、学校教育の一環として活動を共にする。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむとともに、それぞれの児童生徒にとっての学習上のねらいを達成することも目的としている。

市内各小・中学校では、特別支援学級の児童生徒が、集団（学級や学年）で、又は、個別に、通常学級の児童生徒と一緒に学ぶ活動を積極的に取り入れている。

併せて、近隣の県立特別支援学校から学年や学部単位で児童生徒を迎え入れ、交流及び共同学習を実施している市内小・中学校もある。北陽中学校・新方小学校は越谷特別支援学校と、大沢小学校・西中学校は越谷西特別支援学校と、相互の訪問を通して、障がいのある児童生徒への理解を深めている。

支援籍学習

児童生徒に、学籍を有する学級に加えて、別の学級に副学籍（支援籍）を与えて、定期的に支援籍学級での学習に参加させて必要な支援を行う、埼玉県独自の制度。これにより、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ機会の拡大を図る。

主な目的は、障害のない児童生徒にとっては「心のバリアフリー」を育むことであり、障害のある児童生徒にとっては、「社会で自立できる自信と力」を育むことである。

保護者からの申し出を受けて、計画を立て、関係する学校と保護者とが打ち合わせを行いながら実施する。

【表1】特別支援学校から通常学級への支援籍学習実施人数

	H29			H30		
	小	中	合計	小	中	合計
越谷特別支援学校（肢体不自由）	6	3	9	8	4	12
越谷西特別支援学校（知的）	10	2	12	8	3	11
草加かがやき特別支援学校（知的）	7	0	7	10	0	10

【表2】通常学級から特別支援学校への支援籍学習実施人数

	H29			H30		
	小	中	合計	小	中	合計
越谷特別支援学校（肢体不自由）	0	0	0	0	0	0
越谷西特別支援学校（知的）	1	0	0	3	0	0
草加かがやき特別支援学校(知的)	0	0	0	0	0	0

4 特別支援教育の今後の方向性

(1) 教員の育成に係る取組

月	特別支援学級担当教員の指導力向上に向けた取り組み	通常学級担当教員の指導力向上に向けた取り組み	校内特別支援教育の体制整備に向けた支援
4	県：特別支援教育推進専門員派遣 (年間通して 経験が3年未満の教員) 市：指導主事による訪問指導 (年間通して) 市：特別支援学級担当者研修会 (年1回 全特別支援学級担当者)		
5	県：特別支援学級新担当教員研修会①② (年4回 初めて担当する教員) 県：特別支援教育担当者育成研修会① (年2回 市教委推薦の教員、初めて担当する臨時的任用教員)	市：特別支援教育コーディネーター研修会① (年2回 特別支援教育コーディネーター)	市：発達支援訪問指導 (年2回 全小中学校)
6	市：特別支援教育実践研修会① (年2回 全特別支援学級担当者) 市：臨時的任用教員研修、 2・3年次教員研修 (年間通して)	県：特別支援教育コーディネーター研修会① (年2回 特別支援教育コーディネーター、 または今後見込まれる教員(市教委推薦))	県：特別支援学級設置校長会 (年1回 全県の設置校)
7	県：特別支援教育基礎講座① (年1回 希望者) 市：指導法改善研究① (年3回 市教委推薦の教員)	県：特別支援教育コーディネーター研修会② 市：指導力向上研修① (年2回 教職経験6~9年次の教員)	県：中学校から高等学校等へ支援 をつなぐ特別支援教育研修① (3年間で2回受講 管理職・教員) 市：特別支援教育出前研修会 (夏季休業中 希望する小・中学校)
8	県：夏期免許法認定講習 (年2回程度 県教委が受講者選定) 県：特別支援学級新担当教員研修会③ 県：特別支援教育担当者育成研修会②	県：夏期免許法認定講習 (年2回程度 県教委が受講者選定) 市：初任者研修 (夏季休業中 初任者対象)	県：中学校から高等学校等へ支援 をつなぐ特別支援教育研修② 市：特別支援教育出前研修会
9	県：特別支援学級新担当教員研修会④ 県：特別支援教育担当者育成研修会③		県：中学校から高等学校等へ支援 をつなぐ特別支援教育研修③
10	市：特別支援教育実践研修会②		
11			
12	県：冬期免許法認定講習 (年2回程度 県教委が受講者選定)	県：冬期免許法認定講習 (年2回程度 県教委が受講者選定)	
1	県：特別支援学級新担当教員研修会⑤ 市：指導法改善研究②	市：特別支援教育コーディネーター研修会② 市：指導力向上研修②	
2	市：指導法改善研究③		
3			

・上記以外に、県教委による選考を経て受講できる「国立特別支援教育総合研究所特別支援教育専門研修(約2か月間)」や「特別支援教育短期研修(約1か月間)」がある。